

## 平成29年 9 月県議会定例会の概要について

9 月県議会定例会の概要は、次のとおりであった。

### 1 日 程

9 月 22 日（金）	本会議（招集）
10 月 2 日（月）～ 4 日（水）	本会議（一般質問）
10 月 5 日（木）	休会（常任委員会）
10 月 6 日（木）	休会（復興特別委員会）
10 月 10 日（火）	本会議（採決：補正予算、条例、契約、人事、発議案等）
10 月 11 日（水）～ 20 日（金）	決算特別委員会（教育委員会：10 月 18 日（水））
10 月 23 日（月）	本会議（採決：歳入歳出決算等）

### 2 一般質問

#### (1) 党派別一般質問議員数

改革岩手	3 人
自由民主クラブ	2 人
いわて県民クラブ	1 人
創成いわて	1 人
日本共産党	1 人
社民党	1 人

#### (2) 教育委員会関係の質問

- ア 小野 共 議員 1 件  
ホストタウンに係る小中学校の交流事業への対応について
- イ 千葉 絢子 議員 5 件  
(ア) 特別な支援を要する子どもの教育について  
① 不登校対策について  
② 義務教育課程における特別支援教育について  
a 免許保有教員の配置について  
b 特別支援教育コーディネーターについて  
(イ) 芸術文化振興について  
① 県立美術館、博物館の入館者数について  
② 今後の県立美術館、博物館の充実について
- ウ 千田 美津子 議員 3 件  
(ア) 子どもの貧困と児童虐待への対応、子どもの医療費助成事業の拡大について  
① 就学支援について  
② 義務教育における就学支援について  
(イ) 県立高校の再編について
- エ 工藤 誠 議員 6 件  
(ア) 県立高校の再編計画について  
① 新たな高校再編計画の前期計画について  
a 前期計画の評価について  
b 再編計画に対する要望への対応について  
② 後期計画の方向性について

- (4) 縄文遺跡群の世界遺産登録について
- ① 文化審議会から出された課題への対応について
  - ② 副本部長としての関わりについて
  - ③ 早期登録に向けた連携強化策について

オ 阿部 盛重 議員 2件  
ソフトパワー戦略について

- ① 文学に関わる教育等の取組について
- ② 図書館における文学振興の取組等について

カ 小西 和子 議員 4件  
ゆたかな教育の実現について

- ① 教職員の長時間勤務の改善に向けた取組について
- ② 働き方改革予算の内容と教育条件の整備について
- ③ 職員配置と勤務時間の把握について
- ④ 教職員の負担軽減に向けた提言の検証について

(3) 答弁

答弁は、知事及び教育長が行った。

### 3 商工文教委員会

(1) 10月5日開催

ア 人事紹介

常任委員改選に伴い、会議の冒頭、城内委員長から高橋教育長の紹介が行われた。  
続いて高橋教育長から、教育委員会事務局職員の紹介を行った。

イ 議案の審議

議案の審査に先立ち、高橋教育長から教職員の不祥事案（酒気帯び運転による検挙）  
について報告した。

その後、今野教育次長兼教育企画室長から、議案第1号「平成28年度岩手県一般会計補  
正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中歳出第10款教育費」に  
ついて提案理由を説明した。

斉藤委員、小西委員から質問があり、関係課長が答弁した。

原案どおり可決された。

次に、議案第15号「岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例」について、藤澤高校  
改革課長から提案理由を説明した。

斉藤委員から質問があり、関係課長が答弁した。

原案どおり可決された。

次に、議案第40号「岩手県立久慈高等学校校舎改築ほか（建築）工事の請負契約の締結  
に関し議決を求めることについて」、佐々木学校施設課長から提案理由を説明した。

斉藤委員から質問があり、関係課長が答弁した。

原案どおり可決された。

ウ その他（この際発言）

千葉委員、ハクセル委員、斉藤委員、小西委員、高橋委員、田村委員から質問があり、  
教育長及び関係課長が答弁した。

### 4 東日本大震災津波復興特別委員会

10月6日開催

教育委員会関係の質問はなかった。

## 5 決算特別委員会の審議

### (1) 総括質疑

次の委員から質問があり、副知事が答弁した。

ア 小野寺 好 委員 1件

人口減少社会への対応について

① 教育費の負担軽減について

### (2) 教育委員会審査

教育長から平成27年度決算について、説明を行った。

次の委員から質問があり、教育長及び関係課長が答弁した。

ア 高橋 但馬 委員 5件

教育指導費について

① 学習定着度状況調査の学校又は教員における利活用と反応について

② 学習定着度状況調査における地域別の学力について

③ 調査書の評定の格差について

④ 調査書の評定と学力検査点の関係について

⑤ 本県の中学校の学力における課題解決の方向性について

イ 佐々木 宣和 委員 6件

(ア) スポーツ振興、特に運動部活動について

① 運動部活動活性化推進費の具体的内容について

② 中学校の運動部活動数の状況について

③ 沿岸部と県央部とのギャップを埋める取組の必要性について

(イ) プログラミング教育について

① 必要性、重要性について

② 小学校での環境の整備・指導方法の検討状況について

ウ 飯澤 匡 委員 3件

ラグビーワールドカップ2019TMを目前にした県立高校のラグビー競技への理解促進について

① 校長の理解度について

② コーチング体制強化について

エ 工藤 誠 委員 2件

(ア) 一野辺製パン倒産に伴う学校給食への影響について

① 長期需要予測調査の結果について

② 県教委との関わりと支援策について

③ 今後同様の事案が発生した場合の市町村教委との連携及び危機管理体制について

(イ) 縄文遺跡群の世界遺産登録について

① プロジェクトチームの検討状況及び課題の整理と対応方法について

② 文化庁の理解度について

③ 人員と予算の問題について

④ 4道県知事による意見交換の場及び岩手県からの提案について

オ 軽石 義則共 委員 4件

非正規教員について

① 非正規教員の配置について

② 非正規教員の職務分担について

③ 非正規教員の労働環境について

④ 今後の取組について

カ 阿部 盛重 委員 4件

(ア) いじめ・不登校への対応について

- ① いじめ・不登校の実態について
- ② スクールカウンセラーの配置計画について
- ③ スクールカウンセラーの一日の活動内容と課題解決について
- ④ 教員の多忙さを解消し余裕ある学校環境を整備することについて

(イ) 岩手県民歌の普及促進について

- ① 県民歌の浸透について
- ② 小中高等学校諸行事での推奨について

キ 千田 美津子 委員 5件

(ア) 就学支援について

新入学児童生徒学用品費の入学前の支給について

(イ) いじめ・不登校問題について

- ① いじめ・不登校の実態について
- ② 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」の割合について

(ウ) 35人学級について

- ① 35人学級の効果について
- ② 全学年への拡大について

ク 吉田 敬子 委員 3件

医療的ケアを必要とする児童生徒への学校教育における支援体制について

- ① 特別支援学校に配置する看護師の配置数及び人材育成の状況について
- ② 医療的ケアを必要とする児童生徒の受入体制の現状について
- ③ 医療的ケアを必要とする児童生徒の受入体制の構築について

ケ 臼澤 勉 委員 8件

(ア) がん患者児童生徒への学習支援とがん教育について

- ① がん教育の取組状況、評価及び今後の対応について
- ② がん患者児童生徒の実情、学習支援の実態及び今後の対応について
- ③ 高校生への教育的支援について

(イ) 専門高校における定時制の学びの実態と評価について

- ① 県内専門高校における定時制の学びの実態と評価について
- ② 東北管内専門高校定時制の現状及び再編状況について
- ③ 高等学校定時制の趣旨、意義及び今後の目指す姿について
- ④ 定時制課程の再編スケジュール、保護者等説明会への対応について
- ⑤ 杜陵高校への再編に伴う生徒の多様な教育機会の確保について

議案第 26 号

岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県いじめ問題対策委員会委員を任命することについて、議決を求める。

任命（平成 30 年 1 月 12 日付）

職 名 等	氏 名
公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 教授	石 堂 淳
国立大学法人岩手大学 教育学部 准教授	菊 地 洋
太田秀栄法律事務所 弁護士	太 田 秀 栄
山中法律事務所 弁護士	山 中 俊 介
社団医療法人法成会 平和台病院 医師	伊 藤 欣 司
学校法人岩手医科大学 医学部 講師	星 克 仁
臨床心理士	高 橋 昇
臨床心理士	宮 古 守 夫
イーハトーブ地域包括支援センター 社会福祉士	鈴 木 智 之
一般社団法人岩手県社会福祉士会 社会福祉士	砂 田 麻 子

平成 29 年 11 月 20 日提出

岩手県教育委員会教育長 高 橋 嘉 行

理由

岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県いじめ問題対策委員（案）

（任期：H30. 1. 12～H32. 1. 11）

分野	職 名 等	氏 名	年齢	性別	居住地	年数	兼任
学識経験者	公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 教授	いし とう じゅん 石 堂 淳	60	男	盛岡市	2期	無
	国立大学法人岩手大学 教育学部 准教授	きく ち ひろし 菊 地 洋	45	男	盛岡市	新任	無
弁護士	太田秀栄法律事務所 弁護士	おお た しゅう さい 太 田 秀 栄	59	男	盛岡市	2期	有
	山中法律事務所 弁護士	やま なか しゅん すけ 山 中 俊 介	43	男	盛岡市	2期	無
医師	社団医療法人法成会 平和台病院 医師	い とう きん じ 伊 藤 欣 司	56	男	盛岡市	2期	無
	学校法人岩手医科大学 医学部 講師	ほし かつ ひと 星 克 仁	47	男	盛岡市	2期	無
臨床心理士	臨床心理士	たか はし のぼる 高 橋 昇	61	男	奥州市	2期	無
	臨床心理士	みや こと もり おと 宮 古 守 夫	74	男	盛岡市	2期	無
社会福祉士	イーハトーブ地域包括支援センター 社会福祉士	すず き とも ゆき 鈴 木 智 之	39	男	盛岡市	新任	無
	一般社団法人岩手県社会福祉士会 社会福祉士	すな だ あき こ 砂 田 麻 子	52	女	滝沢市	2期	無

※年齢：平成30年1月12日現在

チェック項目	平成29年5月現在	今回
◎委員数【10人以内】	10人(新任1人)	10人(新任2人)
◎男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならないこと	男 : 女 90.0% : 10.0%	男 : 女 90.0% : 10.0%
◎若手委員（50歳未満）【25%以上とすること】	30.0%	40.0%
◎委員の平均年齢	55.0歳	53.6歳
◎在任期間8年超	なし	なし

## 関係条例

岩手県いじめ問題対策委員会条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 72 号

岩手県いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第 12 条の規定により定められた岩手県いじめ防止等のための基本的な方針に基づくいじめの防止等のための対策について調査審議すること。
- (2) 法第 24 条の規定による調査を行うこと。
- (3) 法第 28 条第 1 項の規定による調査を行うこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 4 第 4 条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員会は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第 9 条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。